

1

手続きが済んでいるかご確認ください！

軽自動車等の廃車手続きについて



軽自動車税は4月1日現在所有されている方に課税されます。
譲渡や廃棄をしても、廃車の手続きが済んでない場合は課税されます。
また、転出した時は、住所変更をする必要があります。
廃車や住所変更の手続きが必要な方は、3月31日までに手続きをお願いします。

◎桂川町ナンバーの場合は、役場税務課窓口で手続きできます。

< 125cc以下のバイク、小型特殊自動車（農耕作業用等） >

手続きに関する必要書類一覧

【登録のとき】

●・・・必要

▲・・・どちらか一方は必要

申請の内容		販売証明書	廃車申告受付書	譲渡証明書	ナンバープレート	標識交付証明書	印鑑
1. 購入したとき		●					●
2. 譲り受けたとき	廃車手続き済み			▲			●
	未廃車			●	●	●	●
3. 転入したとき	廃車手続き済み		●				●
	未廃車				●	●	●

【譲渡・転出・廃車のとき】

●・・・必要

申請の内容		盗難届受理番号	ナンバープレート	標識交付証明書	印鑑
1. 盗難にあったとき		●		●	●
2. 転出するとき（転入先でも手続きができます）			●	●	●
3. 譲渡または廃棄するとき			●	●	●

※盗難による廃車の場合は、警察署に必ず盗難届けを提出してください。

※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金（150円）が必要です。



◎筑豊ナンバー（軽乗用車）の場合は、役場で手続きできません。詳しくはお問合せください。

【問合せ先】 税務課 税務係 ☎ 65・1076